

平成23年6月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ホ)第133号 不当条項使用差止等請求控訴事件 (原審・神戸地方裁判所平成21年(ワ)第802号)

口頭弁論終結日 平成23年3月24日

判 決

神戸市中央区元町通6丁目7番10号元町関西ビル3階

控 訴 人	特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
同 代 表 者 理 事	清 水 巖
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	鈴 木 尉 久

東京都品川区東品川2丁目4番11号

被 控 訴 人	株式会社ジャルツアーズ
同 代 表 者 代 表 取 締 役	大 西 誠
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	加 瀬 洋 一
同	外 崎 友 隆

主 文

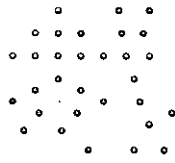
- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、消費者との間で、原判決別紙目録記載の各契約条項を含む契約の締結をしてはならない。
- (3) 被控訴人は、被控訴人の運営するウェブ・サイト内のウェブページから原判決別紙目録記載の各契約条項を削除せよ。
- (4) 被控訴人は、消費者が解除権を行使したときに、旅行代金の支払のために



消費者から被控訴人に引き渡された株式会社日本航空インターナショナル発行にかかる「JAL IC利用クーポン」、「JAL利用クーポン（紙）」、「マイル」などの企業ポイントの返還を制限する契約条項を含む企画旅行契約の締結をしてはならない。

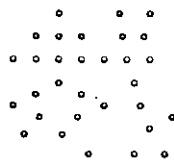
- (5) 被控訴人は、消費者が解除権を行使したときに、旅行代金の支払のために消費者から被控訴人に引き渡された株式会社日本航空インターナショナル発行にかかる「JAL IC利用クーポン」、「JAL利用クーポン（紙）」、「マイル」などの企業ポイントの返還を制限する契約条項を被控訴人の運営するウェブ・サイト内のウェブページに表示してはならない。
- (6) 訴訟費用は、第1，2審とも被控訴人の負担とする。
- (7) 仮執行宣言

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である控訴人が、被控訴人に対し、株式会社日本航空インターナショナル（以下「JAL」という。）の発行する企業ポイントにより旅行代金等が決済された後の契約の取消しないし変更があった場合に同企業ポイントの返還をしない旨の原判決別紙目録記載の各条項（以下「本件条項」という。）が、被控訴人と消費者との間で締結する企画旅行契約における契約条項となっており、本件条項が同法10条及び9条1号に違反して無効であると主張して、同法12条3項に基づいて、本件条項を含む契約の締結の差止め、被控訴人の運営するウェブサイト内のウェブページからの本件条項の削除、消費者が企画旅行契約についての解除権を行使した場合に、JALの発行する企業ポイントの返還を制限する旨の契約条項（以下「ポイント返還制限条項」という。）を含む、被控訴人と消費者との間の企画旅行契約の締結の差止め及び被控訴人の運



営するウェブサイト内のウェブページへのポイント返還制限条項の表示の差止めを求めた事案である。

原審は、本件条項が被控訴人と消費者との間で締結する企画旅行契約における契約条項となっているとは認められないとして、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴を申し立てた。

2 争いのない事実及び証拠等によって容易に認定できる事実、争点並びに争点についての当事者の主張は、次のとおり改め、当審における当事者の主張を3に付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の第2の1ないし3（原判決2頁26行目から24頁2行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

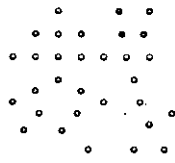
- (1) 原判決16頁5行目の「現物」を「原物」に改める。
- (2) 原判決21頁15行目の「標準旅行業約款には、」を「標準旅行業約款では、」に改める。

3 当審における当事者の主張

(1) 控訴人の主張

次のとおり、本件条項は、被控訴人と旅行者との間の旅行契約の内容となっている。

ア 旅行者、被控訴人、JALの三者の法律関係につき、旅行者からの支払委託を受けたJALが、旅行代金の全部又は一部を被控訴人に対して立替払するという支払委託構成（クレジットカードを利用する立替払取引と同種の法律関係となる。）を採用するのであれば、旅行契約（クレジットの場合の顧客と販売業者との間の売買契約に類似する。）における旅行代金の支払方法に関する合意として、本件JMB特典の交付等に関する特約が結ばれており、その一部が本件条項であると認定すべきである。JAL利用クーポンは、JALと旅行者との間の包括的支払委託契約と、旅行者と被控訴人との間の旅行契約という二つの契約の両者に依拠して交付される



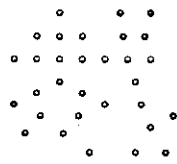
のであり、いずれの契約に基づいて交付されるのかという二者択一の関係にはない。被控訴人は、ウェブページにおいて、本件JMB特典を利用して旅行代金の支払をしようとする旅行者に対して本件条項への承諾を求めており、承諾しなければ旅行契約が成立し得ないシステムをとっているのであるから、本件条項は旅行契約の内容となっている。このように解さないと、発行者が異なる決済手段を用いることによって消費者契約法の脱法が可能となり、法の存在意義が失われる結果となりかねない。

イ 上記三者間の法律関係について支払委託構成を採用しながら、旅行契約が本件任意解除権の行使により解除された場合に旅行者から被控訴人に対する不当利得返還請求権が成立する（対価関係当事者間で不当利得が発生する）ことを認めないのは、「委託を受けた第三者による弁済」の類型における三者間の不当利得において、対価関係欠缺の場合には対価関係当事者間での不当利得を認める通説・判例に反する。支払委託構成を採用する場合、本件JMB特典は、JALが自ら引受人兼振出人として振り出した自己宛小切手に類似するものと把握されるべきであり、旅行者はそれを旅行代金の支払手段として使用するのであるから、旅行代金の発生が否定される場合は、その支払手段として使用した本件JMB特典（あるいは本件JMB特典の利用によって支払われた旅行代金相当額の金銭）も当然に返還されるべきものである。しかるに、本件条項は、上記不当利得返還請求を阻止するものである。

(2) 被控訴人の主張

本件JMB特典の内容、取り決めにかかる本件条項は、いずれもその発行者であるJALが規定したものであり、被控訴人と旅行者との間の旅行契約の内容には含まれない。

ア 本件クーポンは、ただの紙又は電子的情報にすぎないのであって、それ自体は何ら価値を持たず、発行者であるJALが使用方法や使用条件（払



戻しや現金化、再発行をしない、有効期限がある等)を決めているからこそ、クーポンとしての意味があり、その効果が生ずる。旅行者、被控訴人、JALの三者の法律関係をどのように構成するにしても、被控訴人は、発行者であるJALの定めに従っているにすぎない。

イ 控訴人は、本件JMB特典を自己宛小切手と同視されるべきである旨主張するが、現金に代わる支払手段となる有価証券としての地位を与えられている小切手と、JMB会員が金銭負担をせず、払戻しも現金化もしないとされている本件JMB特典とを同視する理由はない。したがって、旅行契約が解除されても本件JMB特典の利用によって支払われた旅行代金相当額の金銭が不当利得となるものではない。

第3 当裁判所の判断

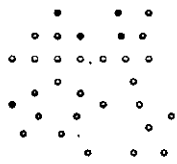
1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。

その理由は、当審における当事者の主張に対する判断を2に付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の第3の1及び2（原判決24頁4行目から38頁5行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 控訴人は、旅行者、被控訴人、JALの三者の法律関係につき、旅行者からの支払委託を受けたJALが、旅行代金の全部又は一部を被控訴人に対して立替払するという支払委託構成（クレジットカードを利用する立替払取引と同種の法律関係となる。）を採用するのであれば、旅行契約（クレジットの場合の顧客と販売業者との間の売買契約に類似する。）における旅行代金の支払方法に関する合意として、本件JMB特典の交付等に関する特約が結ばれており、その一部が本件条項であると認定すべきである旨主張する。

しかしながら、本件条項は、旅行者と被控訴人との間の旅行契約の代金支払方法に関する合意そのものではなく、事後的に旅行契約が効力を失った際に履行済みの旅行代金のうち特典利用額に相当する部分については原状回復

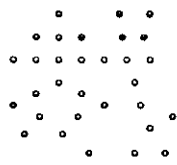


しない旨の定めであるところ、本件JMB特典は、JALの利用実績等に応じてJALが発行するマイルを基礎とするものであり、その使用条件についてはJMB会員である旅行者とJALとの間の契約関係によって定められているのであるから、本件条項がマイルや本件JMB特典の発行主体ではない被控訴人との間の旅行契約の条項に含まれていると解することはできない。

控訴人は、JAL利用クーポンは、JALと旅行者との間の包括的支払委託契約と、旅行者と被控訴人との間の旅行契約という二つの契約の両者に依拠して交付されるのであり、いずれの契約に基づいて交付されるのかという二者択一の関係にはない旨主張するが、本件クーポンの利用が旅行者と被控訴人との間の旅行契約の代金だけではなく、JAL等の航空会社の航空券の購入代金等の支払にも利用できるとされていること（原判決24頁17行目から21行目まで）からすると、JAL利用クーポンが上記旅行契約にも依拠して交付されているということとはできない。

(2) 控訴人は、被控訴人が、ウェブページにおいて、本件JMB特典を利用して旅行代金の支払をしようとする旅行者に対して本件条項への承諾を求めており、承諾しなければ旅行契約が成立し得ないシステムをとっているのであるから、本件条項は旅行契約の内容となっている旨主張するが、この主張を採用することができないのは、原判決が33頁5行目から26行目にかけて説示するとおりである。

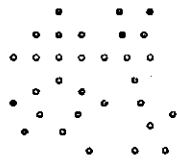
控訴人は、本件条項が旅行契約の内容となっていると解しないと、発行者が異なる決済手段を用いることによって消費者契約法の脱法が可能となり、法の存在意義が失われる結果となりかねない旨主張する。しかしながら、本件条項が消費者契約法の趣旨に照らして不当なものなのであれば、本件JMB特典の発行主体であるJALに対して本件条項を含む消費者契約の締結等の差止めを求めることが可能なのであるから、上記のように解さなければ消費者契約法の存在意義が失われる結果となるわけではない。



(3) 控訴人は、支払委託構成を採用する場合、本件JMB特典は、JALが自ら引受人兼振出人として振り出した自己宛小切手に類似するものと把握されるべきであり、旅行者はそれを旅行代金の支払手段として使用するのであるから、旅行代金の発生が否定される場合は、その支払手段として使用した本件JMB特典（あるいは本件JMB特典の利用によって支払われた旅行代金相当額の金銭）も当然に返還されるべきものである旨主張する。

しかしながら、前記引用に係る原判決24頁7行目から28頁15行目までの認定事実によれば、本件JMB特典は、そもそもの使用方法や使用条件として、将来的にJMB会員である旅行者がJALもしくはその提携企業に対して代金債務を負担した際に、その支払に利用できるものの、利用について短期の有効期限があり、一旦利用した後は払戻しを受けられず、現金との交換ができないといったことが定められたもので、自己宛小切手に類似する金銭債権とは明らかに異なるものである上、JMB会員も、本件JMB特典がそのようなものであることをJALもしくは被控訴人から明確に示された上で発行を受け、利用しているということが出来る。要するに、本件JMB特典は、JALもしくはその提携企業を上記有効期限のうちに繰り返し利用する旅行者に特典を与えることによって顧客を誘引しようという目的のもとでJALが発行するものにすぎないのであり、これをもって控訴人が主張するように現金化が確実な自己宛小切手に類似する金銭債権と同様のものとみることは困難であるから、それを利用した後に旅行契約が失効し、旅行代金の発生が否定されるとしても、本件JMB特典そのものや、特典利用額の金銭が不当利得として返還されるべきであるとはいえない。

控訴人は、旅行契約が本件任意解除権の行使により解除された場合に旅行者から被控訴人に対する不当利得返還請求権が成立する（対価関係当事者間で不当利得が発生する）ことを認めないのは、「委託を受けた第三者による弁済」の類型における三者間の不当利得において、対価関係欠缺の場合には



対価関係当事者間での不当利得を認める通説・判例に反する旨主張するが、上記判断のとおり、そもそも旅行者が被控訴人に対する旅行代金の支払に利用する本件JMB特典の性質を現金化が確実な自己宛小切手に類似する金銭債権と同様のものとみることができないのであるから、控訴人の上記主張はその前提を欠くというべきである。

- (4) なお、仮に、本件条項が被控訴人と旅行者との間の旅行契約の条項に含まれるとみることが可能であるとしても、前記のとおり、本件JMB特典は、JALもしくはその提携企業を繰り返し利用する旅行者に特典を与えることによって顧客を誘引しようという目的のもとでJALが発行するものにすぎず、現金化が確実な自己宛小切手に類似する金銭債権と同様のものとみることができない以上、本件JMB特典を旅行契約の代金支払に利用した後に旅行契約が失効したとしても、旅行者と被控訴人又はJALとの間で不当利得関係が生じる余地はないのであるから、本件条項が消費者契約法10条及び9条1号に違反するということはできない。

3 結論

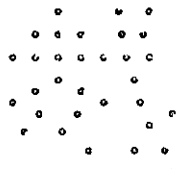
以上の次第で控訴人の請求はいずれも理由がなくこれを棄却すべきであるところ、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

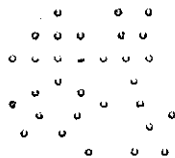
大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 安 原 清 藏

裁判官 坂 倉 充 信



裁判官 和田 健



これは正本である。

平成23年6月7日

大阪高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 本久 理 賀

